備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十一　陸上自衛隊玖珠駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	大分県玖珠郡玖珠町	大字帆足二千四百九十四番地
対象防衛関係施設の区域	大分県玖珠郡玖珠町	大字綾垣、大字帆足及び大字森（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	大分県玖珠郡玖珠町	大字綾垣、大字岩室、大字太田、大字塚脇、大字帆足、大字森、大字山田及び大字四日市（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十二　陸上自衛隊えびの駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県えびの市	大字大河平四千四百五十五番地一
対象防衛関係施設の区域	宮崎県えびの市	大字大河平（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県小林市	北西方（次の図面に示す部分に限る。）
	宮崎県えびの市	大字大河平及び大字原田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十三　陸上自衛隊都城駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県都城市	久保原町一街区十二号
対象防衛関係施設の区域	宮崎県都城市	久保原町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県都城市	久保原町、五十町（次の図面に示す部分に限る。）、鷹尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目、平塚町（次の図面に示す部分に限る。）、南鷹尾町（次の図面に示す部分に限る。）、蓑原町（次の図面に示す部分に限る。）並びに都原町（次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十四　陸上自衛隊川内駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県薩摩川内市	冷水町上床五百三十九番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県薩摩川内市	限之城町及び冷水町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県薩摩川内市	神田町、限之城町（次の図面に示す部分に限る。）、鳥追町（次の図面に示す部分に限る。）、西向田町（次の図面に示す部分に限る。）、東開聞町（次の図面に示す部分に限る。）、冷水町、宮内町（次の図面に示す部分に限る。）、宮崎町（次の図面に示す部分に限る。）、向田町、向田本町（次の図面に示す部分に限る。）及び若松町